○南伊勢町会計規則

平成17年10月1日

規則第55号

目次　省略

第1条～第61条　省略

(随意契約の範囲)

第73条の2　令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約をすることができる額の範囲は、次の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 1　工事又は製造の請負 | ~~130万円~~200万円 |
| 2　財産の買入れ | ~~80万円~~150万円 |
| 3　物件の借入れ | ~~40万円~~80万円 |
| 4　財産の売払い | ~~30万円~~50万円 |
| 5　物件の貸付け | 30万円 |
| 6　前各号に規定するもの以外のもの | ~~50万円~~100万円 |

2　省略

(見積書の徴収)

第74条　町長は、随意契約によろうとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を示して特別な場合を除き、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)　国又は他の地方公共団体と直接に契約しようとするとき。

(2)　季節がある生産物又は腐敗のおそれがある物件で見積書をとるいとまがないとき。

(3)　官報その他のもので価格が確定し、見積書をとる必要がないとき。

(4)　契約金額が~~30万円~~50万円未満であるとき。

(5)　前各号に掲げるもののほか、特別の事情があるとき。

2　省略

(随意契約による場合の予定価格の作成)

第75条　町長は、随意契約による場合は、あらかじめ第61条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、予定価格が~~30万円~~50万円を超えない契約については、この限りでない。

第75条～第179条　省略

様式　省略